

認定こども園 追浜幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 古川学園
事業者の所在地	神奈川県横須賀市鷹取 1-1-2
事業者の電話番号・FAX	046-865-2008
代表者氏名	樽木陽子
定款の目的に定めた事業	認定こども園

2 施設の概要

種 別	幼保連携型 認定こども園						
名 称	認定こども園 追浜幼稚園						
所 在 地	神奈川県横須賀市鷹取 1-1-2						
電 話 番 号 ・ F A X	046-865-2008						
施 設 長 氏 名	樽木陽子						
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日						
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—		11	7	7
	2.3号定員	—	—	6	24		

3 施設・設備の概要

敷地面積		1737 m ²	
園舎	構 造	木造（一部鉄骨造） 2階建て	
	延床面積	562.02 m ²	
	保 育 室	4 室	196.71 m ²
	多 目 的 室	1 室	34.78 m ²
	調 理 室	2 室	16.55 m ²
	幼児用トイレ	21 個	51.76 m ²
	保 健 室	1 室	16.56 m ²
	事 務 室	1 室	19.87 m ²
	職 員 室	1 室	19.87 m ²
	図 書 室 ・ 会 議 室	1 室	124.09 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場	482.7 m ²

4 施設の目的、運営方針

目 的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）第2条第7項及び第9条に基づき、教育及び保育を一体的に行い、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
運 営 方 針	園児の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。 (教育目標) 1 明るく元気で思いやりのある子ども 2 皆の中で物おじしないで行動できる子ども 3 創造性豊かな子ども

5 職員体制

園 長	1 人（保育教諭）	園の運営管理の総括
副 園 長	1 人（保育教諭）	園長補佐及び保育の総括
主 幹 保 育 教 諭	2 人（保育教諭）	園長及び副園長の補佐、教育・保育計画の立案、子育て支援活動の実施、保育教諭の総括
保 育 教 諭	常勤 8 人 非常勤 4 人	保育企画及び保育実践並びに保護者との連絡調整に関する業務
事 務 員	常勤 1 人	事務全般
嘱 託 医	内科・小児科：湘南病院 歯科医：生山 郁男	園児の健康診断、保健衛生に関する助言・指導
栄 養 士	2 人	2.3 号支給認定の園児の給食および預り保育のおやつの調理

6 利用の開始について

- （１） 所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出してください。
- （２） 2号認定子どもについて、市町村による入園調整を経た幼児とする。
- （３） 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定します。
 - ア 兄弟姉妹が在籍している児童は、優先して決定します。
 - イ 未就園児の会に毎回出席している児童は前号の次に優先して入園できます。
 - ウ 鷹取町在住の方は前号の次に優先して入園できます。
 - エ その他の児童は、先着順および面接により選考します。

7 利用の終了について

当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了します。

- （１） 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- （２） 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があったとき。
- （３） 市長村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- （４） その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

8 教育・保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
休 園 日	(1) 日 曜 日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで (3) 国民の祝日 (4) 臨時休園（悪天候・災害・感染防止によるもの） (5) その他 園長が必要と認めた日 支援法第19条第1項第1号の子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。 土曜日 夏休み 冬休み 春休み 創立記念日 横須賀市市制記念日

9 教育・保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	7：30～18：30
土曜日	7：30～12：00

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	9：00～14：00 ※水曜日は11：45まで
---------------	-------------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間	7：30～18：30
土曜日の保育時間	7：30～12：00

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間	9：00～17：00
土曜日の保育時間	9：00～12：00

10 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※無償化対象施設
入園時納付金について	80,000円
園服等申し込み品代	その他の実費徴収費用
その他の実費徴収費用 (任意徴収するもの)	遠足代など行事に関わる費用、写真代、卒業アルバム代など
2号保育利用給食代	月 8000 円 （月 20 日×400）
預かり保育利用料	準備の冊子参照

11 支払方法

保育料（3号認定のみ）と給食代（2号認定のみ）については口座振替 残高不足等で口座振替ができない場合、当月現金納入 任意徴収のものはオレンジ袋にて現金にて納入 預かり保育利用料についてはチケットを購入して納入
--

12 提供する教育・保育の内容

教育及び保育内容は、幼保連携認定こども園教育・保育要領に基づき、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域のねらいが達成されるように、総合的に指導する。 一人一人の発達に応じた教育・保育を提供する。適当な環境の下、生命の保持と情緒安定を図るものとする。

<教育・保育計画（年間）>

ク ラ ス	教育・保育計画
2 歳 児	保育者との安定したかかわりの中で、身のまわりのことを自分でしようとし、できたことを喜ぶ。さまざまな遊びを通して自分の思いや要求を言葉で表現し、大人や友だちとのかかわりを楽しむ。模倣遊びやごっこ遊びを楽しみながら、友だちとの関係を深める。保育者は一人一人の自我の育ちを積極的に受け止め、友だちと遊ぶ楽しさを広げていく。
3 歳 児	なごやかな雰囲気の中で、のびのびと活動させ、生活習慣を身につけ、社会性を円満に伸ばし、情緒面の調和的な発達を図る。 ・身のまわりのことを自分でできることに喜びを感じながら、生活に必要なことを身につけていく ・身近な環境に親しみ、さまざまなものに興味や関心を持つと共に友だちと遊ぶ楽しさを味わう
4 歳 児	活動的になり、遊具やあそび等に挑戦して遊ぶなど、運動量も増える。仲間といることを喜び、つながりも深まると同時に、自己主張をぶつけるようになる。保育者は、自己を十分に発揮する環境設定に留意し、自分の思いを出したり、相手の思いに気づいたりしながら友だちと一緒に遊ぶことの楽しさを味わう肯定感や他者を思いやる気持ちが育つよう保育する。 ・自分でできることを増やししながら、健康、安全など基本的な生活習慣を身につける ・思ったこと、感じたこと、想像したことをさまざまな方法で自由に表現する
5 歳 児	仲間の存在がますます重要となり、それぞれが役割を果たし、決まりを守ることが大切であることを実感し意欲的にいろいろな遊び環境にかかわる。友だちとの園生活を楽しみ、意欲的にいろいろな遊びに取り組み、基本的な生活習慣、年長児にふさわしい心構え、やさしい心、態度を育てる。 ・コミュニケーション力（会話、あいさつ、考える力など）を身につけ、主体的に行動する ・身近な自然や社会事象に興味、関心をもち、自ら調べたり、考えたりする姿勢を養う ・さまざまな体験を通して、豊かな感性を育み、表現力や創造性の芽生えを培う 保育者は、これまでの経験や活動、人間関係の広がりをとおり、達成感や自信を持てるよう環境設定に留意する。

主な年間行事

4 月	入園式、家庭訪問
5 月	検診（内科、歯科）
6 月	保育参観
7 月	年長組お楽しみ会
8 月	夏季保育
9 月	検診（内科）
10 月	運動会
11 月	秋の遠足、保育参観
12 月	クリスマス会
2 月	製作展
3 月	卒園式

1 3 利用定員およびクラス編成について

利用定員は、55名とし、4学級とする。内訳は下記のとおりとする。

- (1) 1号認定子どもの利用定員について
 - 3歳児 11名（満3歳児4名を含む）
 - 4歳児 7名
 - 5歳児 7名
- (2) 2号認定こどもの利用定員について
 - 各学年 8名
- (3) 3号認定こどもの利用定員について
 - 2歳児 6名
- (4) クラス編成については、2歳児（満3歳児）、3歳児、4歳児、5歳児各学年1クラスとする

年 齢	ク ラ ス 名
2 歳 児	もも (4人に1人の保育教諭を配置)
3 歳 児	ひよこ (6人に1人の保育教諭を配置)
4 歳 児	たんぽぽ (8人に1人の保育教諭を配置)
5 歳 児	すみれ (8人に1人の保育教諭を配置)

1 4 食事について

昼食・おやつ	1号支給認定の園児はお弁当を持参してください。 2・3号支給認定の園児のみ給食支給いたします。 行事などでおやつがでることがあります。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがあるときは、調査表に記入し園にお知らせください。除去して提供します。

1 5 健康診断

- (1) 健康診断 内科検診を年2回 歯科検診を年2回実施します。
(2) 発育調査 毎月、身長・体重を計測し、記録します。

1 6 その他留意事項

欠席する場合、登園が遅れる場合	欠席の予定がある、当日欠席する、また登園が遅れる場合は園にご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は事前にご連絡ください。
お迎えの大人の方に変更がある場合	お迎えの大人に変更がある場合は事前にご連絡ください（身分証明証等の確認をさせていただきます）。
発熱の場合の取り扱い	早朝より体温が37.5度以上のお子さんについてはお預かりできません。日中37.5度を目安に保護者にご連絡をします。症状によってお迎えをお願いします。
投薬の取り扱い	与薬は原則として実施しません。ただし、慢性疾患等でやむなく園での投薬を要する児童に対し医師の診断書・投薬の指示書等により投薬等を行います。

1 7 賠償責任保険について

加入保険	災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)
死亡	最大 2,800万円
障害	最大 3,770万円
負傷・疾病	健康保険の自己負担分を補償

1 8 緊急時の対応方法

当園は、教育・保育の提供中に、お子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかにご家庭の方に連絡するとともに、園医またはお子さんの主治医に相談するなどの措置を講じます。

搬 送 医 療 機 関	湘南病院
救 急 隊	北消防署
警 察 署	田浦警察署

1 9 非常災害時の対策

消 防 計 画	北消防署
作 成 届	防火管理者 園長 樽木陽子
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月実施します。
防 災 設 備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯
避 難 場 所	鷹取公園

2 0 保育内容に関する相談・苦情

苦 情 受 付 担 当 者	園長もしくは副園長
苦 情 受 付 責 任 者	園 長
受 付 方 法	面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受付します
市の苦情受付窓口	福祉こども部子育て支援課施設支援係 電話046-822-8224

2 1 個人情報の取り扱いについて

個人情報について外部に提供することは基本ありません。

ただし、けがをしたり具合が悪くなったお子さんを緊急で病院へ連れていったり、救急搬送されるような場合には必ず医療機関から、氏名、生年月日等 個人情報を聞かれます。その際には、個人情報を提供することがあります。

その他、教育機関から個人情報の提供を求められる場合がありますので、その場合は、その教育機関で保護者の同意が取れていれば提供することがあることを了解してください。